

(法第 10 条第 1 項第 7 号関係「設立当初の事業年度の事業計画書」)

設立当初の事業年度の事業計画書
法人成立の日から 2023 年 5 月 31 日まで

NPO 法人 身寄りなし問題研究会

1 事業実施の方針

核となる事業の開発と実施を進める準備期間とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者 の範囲及び 予 定 人 数	支 出 見込み額
身寄りがない方々の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいた人権擁護、啓発、研究、相談及び提言等支援活動事業	定例会（研修会）	第三木曜日	新潟市	3 人	「身寄り」問題に関心のある方延べ 360 人	8,750 円
身寄りがない方々の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいた居住及び就労等地域生活支援活動事業	アパート、シェアハウスの運営・管理	通年（準備）	新潟市	3 人	「身寄り」に問題抱えてる方 12 人	85750 円

<p>身寄りがない方々を対象とする日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいた福祉サービス、相談及び通所介護等支援事業</p>	<p>居宅介護支援事業所 通所介護等</p>	<p>本年度は実施予定なし</p>				
<p>障がい者を対象とした日常生活及び社会生活を総合的に支援するため法律に基づいた障がい福祉サービス及び相談等支援事業</p>	<p>相談支援事業所 居宅介護・生活介護等</p>	<p>本年度は実施予定なし</p>				

(法第 10 条第 1 項第 7 号関係「翌事業年度の事業計画書」)

翌事業年度の事業計画書

2023 年 6 月 1 日から 2024 年 5 月 31 日まで

特定非営利活動法人 身寄りなし問題研究会

1 事業実施の方針

身寄りのない方が社会的に排除されたり不利になったりする状況を打破して支援者がソーシャルアクションを起こします。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支 出 見込み額
身寄りがない方々の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいた人権擁護、啓発、研究、相談及び提言等支援活動事業	定例会（研修会）	第三木曜日	新潟市	3 人	「身寄り」問題に関心のある方延べ 360 人	36,000 円
身寄りがない方々の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいた居住及び就労等地域生活支援活動事業	アパート、シェアハウスの運営・管理	通年（準備）	新潟市	4 人	「身寄り」に問題抱えてる方 12 人	4,145,000 円

<p>身寄りがない方々を対象とする日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいた福祉サービス、相談及び通所介護等支援事業</p>	<p>居宅介護支援事業所 通所介護等</p>	<p>本年度は実施予定なし</p>				
<p>障がい者を対象とした日常生活及び社会生活を総合的に支援するため法律に基づいた障がい福祉サービス及び相談等支援事業</p>	<p>相談支援事業所 居宅介護・生活介護等</p>	<p>本年度は実施予定なし</p>				